

第 7 5 0 号 平成29年 1 月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

条 例	番号	頁数	
• 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	38	2	• 天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正
• 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	39	11	10 28
• 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	40	12	告 示
• 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	41	13	• 公示送達について
• 天理市子育て世代すこやか支援センター条例	42	17	• 放置自転車等の保管について
• 天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	43	18	• 放置自転車等の保管について
• 天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	44	18	• 放置自転車等の保管について
• 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例	45	19	• 放置自転車等の保管について
規 則	番号	頁数	• 放置自転車等の保管について
• 天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	40	19	• 放置自転車等の保管について
• 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	41	20	• 放置自転車等の保管について
• 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	42	26	• 大和都市計画道路の変更について
• 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	43	26	• 放置自転車等の保管について
• 初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	44	26	• 放置自転車等の保管について
• 平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	45	27	• 放置自転車等の保管について
訓令甲	番号	頁数	• 放置自転車等の保管について
			• 平成28年度天理市一般会計補正予算(第4号)の要領について
			4 5 0 38
			• 放置自転車等の保管について
			• 天理市住民票の写し及び印鑑登録証明書 の交付手数料に係る収納事務の
			4 5 8 66

委託について		
・放置自転車等の保管について	1	67
・放置自転車等の保管について	2	67
・放置自転車等の保管について	3	67
・放置自転車等の保管について	4	68
・放置自転車等の保管について	5	68
公 告		
・天理市酪農・肉用牛生産近代化計画の縦覧について	56	69
・公募型プロポーザルの実施について	57	69
・一般競争入札について	58	73
・農業振興地域整備計画書の縦覧について	59	73
・農用地利用集積計画の縦覧について	60	76
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	61	76
・天理市自転車等駐車場、天理市観光物産センター及び天理駅前広場の指定管理者の指定について	62	76

・天理市体育施設及び天理市有料公園施設の指定管理者の指定について	63	76
教育委員会		
・定例教育委員会の招集について	16	77
農業委員会		
・農業委員会の招集について	13	77
監査委員		
・定期監査の結果について	2	78
公営企業		
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	42	81
・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正【規程】	8	81
・天理市指定下水道工事店の廃止について【公告】	43	87
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	14	87

条 例

(平成28年12月22日掲示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第38号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の157.5」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合には100分の90」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の37.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の42.5」を加える。

附則第12項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.2」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.35」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合には100分の90」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
再任用職員以 外の職員	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600

39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		

	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
	94		294,000	341,800					
	95		294,400	342,300					
	96		294,800	342,700					
	97		295,000	342,800					
	98		295,300	343,300					
	99		295,700	343,700					
	100		296,100	344,000					
	101		296,300	344,300					
	102		296,600	344,700					
	103		297,000	345,100					
	104		297,300	345,500					
	105		297,500	346,000					
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						

	1 2 1		302, 300						
	1 2 2		302, 500						
	1 2 3		302, 800						
	1 2 4		303, 100						
	1 2 5		303, 400						
再任用職員		186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300	356, 000	389, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 3 条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	155, 200	171, 100	289, 000
	2	156, 700	173, 200	291, 600
	3	158, 200	175, 300	294, 500
	4	159, 700	177, 500	297, 000
	5	161, 400	179, 500	299, 500
	6	163, 300	181, 700	301, 900
	7	165, 100	183, 900	304, 200
	8	166, 900	186, 100	306, 600
	9	168, 700	188, 400	309, 000
	10	170, 800	191, 200	311, 600
	11	172, 800	193, 900	314, 300
	12	174, 800	196, 600	317, 200
	13	176, 800	199, 500	319, 700
	14	179, 000	201, 200	321, 700
	15	181, 200	202, 900	323, 700
	16	183, 400	204, 600	326, 000
	17	185, 700	206, 400	328, 200
	18	188, 300	208, 100	330, 400
	19	190, 800	209, 800	332, 700
	20	193, 300	211, 400	334, 800
	21	195, 800	213, 200	337, 100
	22	197, 500	215, 100	339, 300
	23	199, 200	217, 000	341, 600
	24	200, 900	218, 900	343, 900
	25	202, 400	220, 600	345, 800
	26	204, 000	222, 600	347, 600
	27	205, 600	224, 600	349, 500
	28	207, 100	226, 600	351, 400
	29	208, 800	228, 500	353, 200
	30	210, 500	231, 200	355, 000

再任用職員 以外の職員	31	212,200	233,900	356,700
	32	213,900	236,600	358,600
	33	215,400	239,200	360,200
	34	217,100	242,000	361,900
	35	218,800	244,600	363,600
	36	220,500	247,300	365,400
	37	222,000	249,800	367,300
	38	223,700	252,300	368,800
	39	225,400	254,800	370,300
	40	227,100	257,100	371,900
	41	228,700	259,800	373,100
	42	230,400	262,200	374,500
	43	232,000	264,400	375,900
	44	233,600	266,600	377,400
	45	235,300	268,800	378,900
	46	236,800	271,000	380,500
	47	238,200	273,200	382,100
	48	239,600	275,200	383,600
	49	241,000	277,500	385,000
	50	242,400	279,500	386,500
	51	243,900	281,400	388,000
	52	245,100	283,400	389,400
	53	246,200	285,200	390,600
	54	247,600	287,600	391,900
	55	248,800	289,900	393,000
	56	250,000	292,400	394,100
	57	251,200	294,500	395,500
	58	252,400	297,000	396,700
	59	253,500	299,300	397,900
	60	254,700	302,000	399,200
	61	256,100	304,400	400,400
	62	257,300	306,800	401,400
	63	258,500	309,300	402,800
	64	259,400	311,600	404,100
	65	260,400	313,900	405,300
	66	261,800	316,100	406,400
	67	263,200	318,200	407,600
	68	264,700	320,400	408,700
	69	266,300	322,600	409,700
	70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100	
72	270,700	328,900	413,300	

	73	271,800	331,000	413,900
	74	273,000	333,100	414,700
	75	274,300	335,300	415,400
	76	275,500	337,500	415,900
	77	276,900	339,300	416,200
	78	278,000	341,200	416,600
	79	279,200	343,100	417,000
	80	280,400	344,900	417,400
	81	281,600	346,700	417,700
	82	282,500	348,500	418,100
	83	283,700	350,100	418,500
	84	284,900	351,900	418,800
	85	285,900	353,200	419,100
	86	286,800	354,800	419,500
	87	287,700	356,300	419,900
	88	288,700	357,800	420,200
	89	289,800	359,200	420,500
	90	290,700	360,500	420,800
	91	291,600	361,900	421,100
	92	292,500	363,300	421,300
	93	292,900	364,800	421,500
	94	293,600	366,100	
	95	294,300	367,400	
	96	295,100	368,600	
	97	295,900	369,600	
	98	296,700	370,600	
	99	297,500	371,600	
	100	298,200	372,600	
	101	299,100	373,500	
	102	299,600	374,500	
	103	300,100	375,500	
	104	300,600	376,500	
	105	300,800	377,300	
	106	301,200	378,200	
	107	301,500	379,100	
	108	301,700	380,100	
	109	301,900	380,900	
	110	302,100	381,900	
	111	302,400	382,900	
	112	302,700	383,900	
	113	302,900	384,500	

	114	303,100	385,400
	115	303,300	386,300
	116	303,600	387,200
	117	303,900	388,000
	118	304,200	388,700
	119	304,500	389,500
	120	304,800	390,300
	121	304,900	390,900
	122	305,100	391,700
	123	305,400	392,400
	124	305,700	393,100
	125	305,900	393,700
	126		394,400
	127		394,900
	128		395,500
	129		396,200
	130		396,800
	131		397,300
	132		397,800
	133		398,100
	134		398,400
	135		398,700
	136		399,000
	137		399,300
	138		399,600
	139		399,900
	140		400,200
	141		400,500
	142		400,800
	143		401,100
	144		401,400
	145		401,600
	146		401,900
	147		402,200
	148		402,400
	149		402,600
	150		402,900
	151		403,200
	152		403,400
	153		403,600
	154		403,900

	155		404,200	
	156		404,400	
	157		404,600	
再任用職員		224,400	270,300	323,600

備考

1 この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員で市長が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第12項中「、6月に支給する場合には100分の1.2、12月に支給する場合には100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「ため」の次に「、規則の定めるところにより職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条及び第4条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月天理市条例第5号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第7項の規定又は天理市一般職の職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年3月天理市条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の給与条例の規定による給与(平成18年改正条例附則第7項又は平成27年改正条例附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第5条の規定による改正前の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第5条の規定による改正後の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(平成28年12月22日揭示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第39号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年9月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則第5項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則第6項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(平成22年3月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)、第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)及び第7条の規定による改正後の天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前の天理市教育委員会教育長の給与等に関する条例又は第7条の規定による改正前の天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(平成28年12月22日掲示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第40号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた本市の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 退職職員(退職した天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた本市の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第1条の規定による改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。
- 改正後の退職手当条例第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、第1条の規定による改正前の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「改正前の退職手当条例」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に改正前の退職手当条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に改正後の退職手当条例第10条第5項から第8項

までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 改正後の退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に改正前の退職手当条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に改正後の退職手当条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 退職職員(退職した天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する企業職員で常時勤務を要するものであった職員をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第2条の規定による改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の企業職員給与条例」という。)第15条第6項の勤続期間を計算する場合における天理市一般職の職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。
- 7 改正後の企業職員給与条例第15条第8項の規定は、退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に管理者が指定(当該指定に関し、第2条の規定による改正前の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項及び次項において「改正前の企業職員給与条例」という。)第15条第8項の規定による広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該指定を除く。)したもの(施行日前1年以内に改正前の企業職員給与条例第15条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に改正後の企業職員給与条例第15条第6項及び第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に係る広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に改正前の企業職員給与条例第15条第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に改正後の企業職員給与条例第15条第6項及び第7項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第8項の規定による移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(平成28年12月22日揭示済)

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第41号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増額したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する

日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間
附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16項第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」

とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、天理市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条12項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第6条第7項の改正規定（「、新条例」を「、天理市税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第6条の改正規定及び次条第3項の規定 平成30年1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到

来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(平成28年12月22日掲示済)

天理市子育て世代すこやか支援センター条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第42号

天理市子育て世代すこやか支援センター条例

(設置)

第1条 子育てに関する交流の場の提供並びに妊娠、出産及び子育てに係る一貫した支援の地域社会における拠点として、本市に子育て世代すこやか支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 子育て世代すこやか支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市子育て世代すこやか支援センター	天理市川原城町605番地

(事業)

第3条 天理市子育て世代すこやか支援センター（以下「センター」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する交流の場の提供
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに助言及び指導
- (3) 子育て支援に関する情報の収集及び提供
- (4) 子育てに関する教室等の開催
- (5) 子育てサークル並びに子育てサポーター及び保育サポーターの育成支援
- (6) 子育て家庭に対する援助を行う関係機関との調整
- (7) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 センターの施設で別表に定めるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 関係法令又はこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対しその賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入場を制限することがで

きる。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、使用を終了したとき(第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年 3 月17日から施行する。

別表(第5条関係)

使用許可の必要な施設	子育て活動室、会議室
------------	------------

(平成28年12月22日揭示済)

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第43号

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9 月天理市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

」

一時利用 (1日1回)
200
200
100
100

を

一時利用(1日1回)	
入場から90分まで	90分を超え、退場まで
無料	200
	200
	100
	100

に

」

」

改め、同表備考第1項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条第1項」に改め、同表備考に次のように加える。

3 一時利用の「1日」とは、駐車場の開場時間のことをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年 4 月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る駐車料について適用し、同日前入場に係る駐車料については、なお従前の例による。

(平成28年12月22日揭示済)

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第44号

天理市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、天理市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、9人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、10人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(天理市農業委員会による委員の定数に関する条例の廃止)

2 天理市農業委員会による委員の定数に関する条例(昭和32年7月天理市条例第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとする。

(天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5号を次のように改める。

5	農業委員会の委員			
	会長	月額	59,000	同上
	委員	月額	43,000	
	農地利用最適化推進委員	月額	43,000	

(平成28年12月28日揭示済)

天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市条例第45号

天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例

天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例(昭和39年3月天理市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「天理市柳本町891番地2」を「天理市柳本町1213番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月4日から施行する。

規 則

(平成28年12月22日揭示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第40号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則(平成27年3月天理市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の80」の次に「、12月に支給する場合には100分の90」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

職種	月額
一般事務	140,100円
保育士	144,600円以上 219,200円以下
保育所調理員	140,100円
保育所業務員	140,100円
清掃作業員	163,200円
幼稚園講師	153,600円以上 207,200円以下
小・中学校講師	168,100円以上 257,800円以下

上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額
---------	-----------------

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の臨時職員給与規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の臨時職員給与規則の規定を適用する場合には、この規則の規定による改正前の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の臨時職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(平成28年12月22日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第41号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第3項に次の1号を加える。

- 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第9条の5第3項に次の1号を加える。

- 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第9条の6中「同条第3項第4号」の次に「及び第5号」を加え、「前条第1項及び」を「前条第1項並びに」に、「要介護者」を「条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」に改める。

第16条第1項中「条例第15条第1項の」の次に「その他」を加え、「であって職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

- 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇承認請求書（様式第3号）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
第16条に次の4項を加える。
- 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇承認請求書（様式第3号）に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間

の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の次に次の2条を加える。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等に係る介護休暇の単位及びその取扱いについては、市長の定めるところによる。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）第20条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加える。

第23条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇の」を「介護休暇又は介護時間の」に改め、「様式第3号」の次に「又は介護時間承認請求書（様式第4号）」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改める。

第24条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第25条第1項中「ただし、第23条第1項の」の次に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別表第2第11号中「当該職員以外の親」の次に「(当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同表第15号中「勤務時間条例」を「条例」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この号において」を削る。

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第16条、第23条関係)

介護休暇承認請求書					
					年 月 日
任命権者 様					
					所 属 _____
					職・氏名 _____
次のとおり介護休暇を請求します。					
要介護者 に関する 事項	氏名			要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	
	続柄				
	同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期 年 月 日				
指 定 期 間 の 申 出					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
申出の期間	期間	申出の期間	期間	申出の期間	期間
年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日
備考		備考		備考	
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間
年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日
備考		備考		備考	
請 求 の 期 間 及 び 時 間					
年 月 日			時 間		日数
					時間数
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		時 分～時 分 時 分～時 分		日 時間
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		時 分～時 分 時 分～時 分		日 時間
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		時 分～時 分 時 分～時 分		日 時間
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()		時 分～時 分 時 分～時 分		日 時間

年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間

平成29年 1 月10日 火曜日

天理市公報

様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号 (第23条関係)

介護時間承認請求書				
				年 月 日
任命権者 様				
				所 属 _____
				職・氏名 _____
次のとおり介護時間を請求します。				
要介護者 に関する 事項	氏名			
	続柄			
	同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容		
	介護が必要となった時期 年 月 日			
連続する3年の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
請 求 の 期 間				
年 月 日			時 間	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(平成28年12月22日掲示済)

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第42号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年4月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

(平成28年12月22日掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第43号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8）勤務時間等条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第32条第1項第1号中「100分の99以上100分の160以下」を「100分の112以上100分の180以下」に改め、同項第2号中「100分の82以上100分の99未満」を「100分の92以上100分の112未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分80」を「100分の90」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の37.5超」を「100分の44.5以上」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の37.5」を「100分の41」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条第2項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

2 改正後の第32条第1項及び第32条の2第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月22日掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第44号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第 8 中

「	大学院修学休業の期間	」	を
「	大学院修学休業の期間 勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇	」	に改め、
「	勤務時間等条例第11条に規定する介護休暇	2分の1以下	」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 1 月 1 日から施行する。

(平成28年12月22日掲示済)

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第45号

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号。以下「給与条例」という。）附則第 9 項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年 4 月 1 日前に55歳に達した者であって、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年 3 月天理市条例第 3 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第 3 項の規定による給料を支給されるものをいう。
 - (2) 施行日 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月天理市条例第38号。以下「平成28年改正条例」という。）の施行の日をいう。
 - (3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第 3 条の規定による改正後の給与条例をいう。
 - (4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第 3 条の規定による改正前の給与条例をいう。
- (経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第 2 条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第 3 項の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第 3 項の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長が定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

第 3 条 経過措置額支給特定職員（市長の定める職員を除く。）に対する平成28年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第12条その他の法令の規定による給与の減額（次条第 2 項において「第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る

減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定における給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の特例)

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額に達しないときにおいて、平成27年改正条例附則第3項の規定による給料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則第3項の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

(平成28年12月22日揭示済)

天理市訓令甲第10号

天理市臨時職員等取扱要綱(平成4年6月天理市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

第17条第5項中「8日」を「15日」に改める。

第2号様式中

「

社会保険加入 する しない

を

」

「

社会保険加入 する (短時間) しない

に、

」

「8日」を「15日」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

(平成28年12月6日揭示済)

天理市告示第427号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年12月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年12月6日揭示済)

天理市告示第428号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月6日から平成29年2月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年12月6日揭示済)

天理市告示第429号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月6日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町773番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月6日から平成29年2月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月6日揭示済)

天理市告示第430号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項

の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月6日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町942番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月6日から平成29年2月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月7日揭示済)

天理市告示第431号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月7日から平成29年2月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月8日揭示済)

天理市告示第432号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月8日から平成29年2月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月9日揭示済)

天理市告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月9日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路3・4・406号 田樫本線	天理市東井戸堂町

2. 都市計画の縦覧場所 天理市建設部まちづくり計画課

(平成28年12月9日揭示済)

天理市告示第434号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月9日から平成29年2月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月9日揭示済)

天理市告示第435号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月9日

- 3 移動対象区域
天理市兵庫町305番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月9日から平成29年2月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月12日揭示済)

天理市告示第436号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月12日から平成29年2月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月13日揭示済)

天理市告示第437号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月13日から平成29年2月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月13日 掲示済)

天理市告示第438号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月13日
- 3 移動対象区域
天理市石上町219番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月13日から平成29年2月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月13日 掲示済)

天理市告示第439号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月13日
- 3 移動対象区域
天理市石上町197番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月13日から平成29年2月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月14日 掲示済)

天理市告示第440号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月14日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町81番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月14日から平成29年2月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月14日揭示済)

天理市告示第441号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月14日から平成29年2月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月15日揭示済)

天理市告示第442号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月15日から平成29年2月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月16日揭示済)

天理市告示第443号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月16日から平成29年2月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月19日揭示済)

天理市告示第444号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月19日から平成29年2月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月19日揭示済)

天理市告示第445号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月19日
 - 3 移動対象区域
天理市中町459番地4先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月19日から平成29年2月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月20日揭示済)

天理市告示第446号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月20日から平成29年2月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月21日揭示済)

天理市告示第447号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月21日から平成29年2月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月21日揭示済)

天理市告示第448号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月21日

3 移動対象区域

天理市富堂町170番地10先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月21日から平成29年2月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月21日揭示済)

天理市告示第449号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月21日

3 移動対象区域

天理市富堂町185番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月21日から平成29年2月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月22日揭示済)

天理市告示第450号

平成28年12月22日付で議決のあった平成28年度天理市一般会計補正予算（第4号）等の要領は、次のとおりである。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

平成28年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ968,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,733,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,468,346	78,738	5,547,084
	1 地方交付税	5,468,346	78,738	5,547,084
12 分担金及び負担金		343,269	537	343,806
	2 負担金	338,684	537	339,221
13 使用料及び手数料		368,492	444	368,936
	1 使用料	189,191	444	189,635
14 国庫支出金		3,924,249	385,496	4,309,745
	1 国庫負担金	3,021,293	99,971	3,121,264
	2 国庫補助金	881,342	267,525	1,148,867

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	21,614	18,000	39,614
15 県支出金		1,802,590	51,717	1,854,307
	1 県負担金	1,152,551	51,555	1,204,106
	2 県補助金	517,319	46	517,365
	3 委託金	132,720	116	132,836
16 財産収入		127,574	281,577	409,151
	2 財産売払収入	52,887	281,577	334,464
18 繰入金		889,511	28,273	917,784
	1 基金繰入金	877,610	28,273	905,883
19 繰越金		221,665	136,772	358,437
	1 繰越金	221,665	136,772	358,437

20 諸収入		401,807	20,238	422,045
	5 雑入	230,445	20,238	250,683
21 市債		2,194,800	△15,500	2,179,300
	1 市債	2,194,800	△15,500	2,179,300
歳 入 合 計		25,764,993	968,292	26,733,285

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		281,574	103	281,677
	1 議会費	281,574	103	281,677
2 総務費		2,872,999	339,382	3,212,381
	1 総務管理費	2,293,482	336,781	2,630,263
	2 徴税費	296,473	2,278	298,751
	3 戸籍住民基本台帳費	199,600	167	199,767
	4 選挙費	49,979	△137	49,842
	5 統計調査費	7,098	42	7,140
	6 監査委員費	26,367	251	26,618
3 民生費		10,004,181	537,510	10,541,691

	1 社会福祉費	4,380,870	513,233	4,894,103
	2 児童福祉費	4,384,508	24,183	4,408,691
	3 生活保護費	1,238,252	94	1,238,346
4 衛生費		1,654,256	613	1,654,869
	1 保健衛生費	548,362	428	548,790
	2 清掃費	1,105,894	185	1,106,079
5 労働費		63,136	16,305	79,441
	1 労働諸費	63,136	16,305	79,441
6 農林費		345,034	421	345,455
	1 農業費	325,273	330	325,603
	2 林業費	19,761	91	19,852
7 商工費		203,069	19,445	222,514

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	203,069	19,445	222,514
8 土木費		4,156,978	27,687	4,184,665
	1 土木管理費	138,839	△635	138,204
	2 道路橋りょう費	575,878	△75	575,803
	4 都市計画費	3,269,100	29,690	3,298,790
	5 住宅費	117,135	△1,293	115,842
10 教育費		2,597,086	26,826	2,623,912
	1 教育総務費	373,176	1,364	374,540
	2 小学校費	870,939	△450	870,489
	3 中学校費	269,644	6,455	276,099
	4 幼稚園費	584,414	16,595	601,009

	5 社会教育費	498,913	2,862	501,775
歳 出	合 計	25,764,993	968,292	26,733,285

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画公園事業	千円 9,000	当初議決に同じ			千円 28,500	当初議決に同じ		
臨時財政対策債	882,100	当初議決に同じ			847,100	当初議決に同じ		

平成28年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,842,829千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,922,104	59,837	1,981,941
	1 国庫負担金	1,359,629	52,167	1,411,796
	2 国庫補助金	562,475	7,670	570,145
5 前期高齢者交付金		1,499,147	△58,240	1,440,907
	1 前期高齢者交付金	1,499,147	△58,240	1,440,907
6 県支出金		371,452	16,783	388,235
	1 県負担金	51,748	13,185	64,933
	2 県補助金	319,704	3,598	323,302
9 繰入金		497,594	174,520	672,114

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	497,594	174,520	672,114
10 繰越金		30,971	△10,347	20,624
	1 繰越金	30,971	△10,347	20,624
歳 入 合 計		7,660,276	182,553	7,842,829

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,310,592	146,097	4,456,689
	1 療養諸費	3,769,829	96,500	3,866,329
	2 高額療養費	486,590	49,597	536,187
4 前期高齢者納付金等		617	67	684
	1 前期高齢者納付金等	617	67	684
6 介護納付金		382,916	△36,519	346,397
	1 介護納付金	382,916	△36,519	346,397
7 共同事業拠出金		1,762,118	52,739	1,814,857
	1 共同事業拠出金	1,762,118	52,739	1,814,857
11 諸支出金		11,761	20,169	31,930

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 償還金及び還付加算金	6,401	20,169	26,570
歳 出 合 計		7,660,276	182,553	7,842,829

平成28年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間総有収水量	8,336,888m ³	△271,000m ³	8,065,888m ³
(3) 一日平均有収水量	22,841m ³	△743m ³	22,098m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,373,554千円	△98,272千円	2,275,282千円
第1項 営業収益	2,228,063千円	△98,617千円	2,129,446千円
第2項 営業外収益	145,489千円	345千円	145,834千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,196,443千円	△57,169千円	2,139,274千円
第1項 営業費用	2,071,037千円	△51,400千円	2,019,637千円
第2項 営業外費用	124,156千円	△5,769千円	118,387千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額863,320千円は、減債積立金181,514千円、過年度分損益勘定留保資金604,196千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,610千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額862,122千円は、減債積立金288,400千円、過年度分損益勘定留保資金532,112千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,610千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	取	入	
第1款 水道事業資本的収入	495,575千円	1,198千円	496,773千円
第4項 補助金	39,301千円	1,198千円	40,499千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「16,569千円」を「18,112千円」に改める。

平成28年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業収益			△ 98,272	既決予定額 2,373,554 計 2,275,282
	1 営業収益		△ 98,617	既決予定額 2,228,063 計 2,129,446
		1 給 水 収 益	△129,417	既決予定額 2,212,528 1 水 道 料 金 △ 129,417 計 2,083,111
		3 その他営業収益	30,800	既決予定額 3,079 4 負 担 金 30,800 計 33,879
	2 営業外収益		345	既決予定額 145,489 計 145,834
		2 他会計補助金	345	既決予定額 4,586 1 他会計補助金 345 計 4,931

支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業費用			△ 57,169	既決予定額 2,196,443 計 2,139,274
	1 営業費用		△ 51,400	既決予定額 2,071,037 計 2,019,637
		1 原水及び浄水費	△ 31,400	既決予定額 1,012,771 13 委 託 料 △ 21,400 15 修 繕 費 △ 10,000 計 981,371
		2 配水及び給水費	△ 20,000	既決予定額 185,153 14 修 繕 費 △ 20,000 計 165,153

款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
	2 営業外費用		△ 5,769	既決予定額 124,156 計 118,387
		3 消費税及び 地方消費税	△ 5,769	既決予定額 32,208 1 消費税及び 地方消費税 △ 5,769 計 26,439

資本的収入及び支出

収 入		目	予定額(千円)	備考(千円)
1 水道事業 資本的収入			1,198	既決予定額 495,575 計 496,773
	4 補助金		1,198	既決予定額 39,301 計 40,499
		1 他会計補助金	1,198	既決予定額 11,983 1 他会計補助金 1,198 計 13,181

平成28年度 天理市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	94,398
減価償却費	637,183
賞与引当金の増減額 (△は減少)	407
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△19,129
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△62,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	678
長期前受金戻入額	△135,501
受取利息	△4,131
支払利息	91,644
固定資産除却費	21,307
固定資産売却損	100
未収金の増減額 (△は増加)	27,187
未払金の増減額 (△は減少)	△75,264
貯蔵品の増減額 (△は増加)	54
前払費用の増減額 (△は増加)	1
前受金の増減額 (△は減少)	△54
小計	576,880
利息の受取額	4,131
利息の支払額	△91,644
業務活動によるキャッシュ・フロー	489,367
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△555,483
有形固定資産の売却による収入	10
定期預金預け入れによる支出	△400,000
定期預金払い戻しによる収入	400,000
補助金、負担金等による収入	79,415
投資活動によるキャッシュ・フロー	△476,058
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△301,581
リース債務の返済による支出	△129
他会計からの出資による収入	13,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	△288,529
資金減少額	275,220
資金期首残高	2,369,734
資金期末残高	2,094,514

平成28年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		523,431	
ロ 建 物	1,398,561		
減価償却累計額	<u>△575,303</u>	823,258	
ハ 構 築 物	22,395,325		
減価償却累計額	<u>△11,164,513</u>	11,230,812	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,918,786		
減価償却累計額	<u>△3,352,085</u>	566,701	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	31,243		
減価償却累計額	<u>△23,176</u>	8,067	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	74,447		
減価償却累計額	<u>△59,041</u>	15,406	
ト 量 水 器	78,929		
減価償却累計額	<u>△38,067</u>	40,862	
チ リ ー ス 資 産	1,488		
減価償却累計額	<u>△1,414</u>	74	
リ 建 設 仮 勘 定		12,085	
有形固定資産合計			13,220,696

(2) 投 資

イ その 他 投 資		900,000	
投 資 合 計			900,000
固 定 資 産 合 計			14,120,696

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		2,094,514	
(2) 未 収 金	246,670		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 16,610</u>	230,060	
(3) 貯 蔵 品		6,446	
(4) 前 払 費 用		<u>1</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,331,021</u>
資 産 合 計			<u><u>16,451,717</u></u>

		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>2,365,838</u>	
	企業債合計		2,365,838
(2)	引当金		
イ	退職給付引当金	395,976	
ロ	修繕引当金	<u>329,216</u>	
	引当金合計		<u>725,192</u>
	固定負債合計		3,091,030
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>304,514</u>	
	企業債合計		304,514
(2)	未払金		131,456
(3)	引当金		
イ	賞与引当金	<u>19,707</u>	
	引当金合計		19,707
(4)	その他流動負債		
イ	預り金	<u>154,681</u>	
	その他流動負債合計		<u>154,681</u>
	流動負債合計		610,358
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		2,874,414
(2)	長期前受金 収益化累計額		<u>△ 401,476</u>
	繰延収益合計		<u>2,472,938</u>
	負債合計		<u><u>6,174,326</u></u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
(1)	資本金		
イ	固有資本金	17,670	
ロ	出資金	3,266,792	
ハ	組入資本金	<u>5,684,969</u>	
	資本金合計		<u>8,969,431</u>
	資本金合計		8,969,431
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	5,314	
ロ	工事負担金	305,498	
ハ	分担金	46,256	
ニ	寄附金	<u>487,032</u>	
	資本剰余金合計		844,100
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	81,062	
ロ	当年度未処分利益剰余金	<u>382,798</u>	
	利益剰余金合計		<u>463,860</u>
	剰余金合計		<u>1,307,960</u>
	資本合計		<u>10,277,391</u>
	負債資本合計		<u><u>16,451,717</u></u>

平成27年度天理市水道事業損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,126,399		
(2) 受託工事収益	1,408		
(3) その他営業収益	<u>2,269</u>	2,130,076	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	898,248		
(2) 配水及び給水費	127,437		
(3) 受託工事費	30,458		
(4) 総係費	151,141		
(5) 減価償却費	631,721		
(6) 資産減耗費	14,310		
(7) その他営業費用	<u>1</u>	<u>1,853,316</u>	
営業利益			276,760
3 営業外収益			
(1) 受取利息	8,278		
(2) 他会計補助金	4,670		
(3) 長期前受金戻入	143,277		
(4) 雑収	<u>1,056</u>	157,281	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	101,810		
(2) 雑支出	<u>862</u>	<u>102,672</u>	<u>54,609</u>
経常利益			331,369
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>1</u>	1	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>146</u>	<u>146</u>	<u>△145</u>
当年度純利益			331,224
その他未処分利益剰余金変動額			<u>282,036</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>613,260</u></u>

平成27年度天理市水道事業貸借対照表

(平成28年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ 土 地		523,431
ロ 建 物	1,398,561	
減価償却累計額	<u>△551,796</u>	846,765
ハ 構 築 物	21,704,357	
減価償却累計額	<u>△10,685,789</u>	11,018,568
ニ 機 械 及 び 装 置	3,892,914	
減価償却累計額	<u>△3,223,068</u>	669,846
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	27,702	
減価償却累計額	<u>△21,649</u>	6,053
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	70,704	
減価償却累計額	<u>△55,207</u>	15,497
ト 量 水 器	77,076	
減価償却累計額	<u>△37,551</u>	39,525
チ リ ー ス 資 産	1,488	
減価償却累計額	<u>△1,356</u>	132
リ 建 設 仮 勘 定		<u>46,091</u>
有形固定資産合計		13,165,908
(2) 投 資		
イ そ の 他 投 資	<u>900,000</u>	
投資合計		<u>900,000</u>
固定資産合計		14,065,908
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 預 金		2,369,734
(2) 未 収 金	273,857	
貸倒引当金	<u>△ 15,932</u>	257,925
(3) 貯 蔵 品		6,500
(4) 前 払 費 用		2
(5) 前 払 金		<u>99,100</u>
流動資産合計		<u>2,733,261</u>
資産合計		<u><u>16,799,169</u></u>

		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,670,352	
	企業債合計		2,670,352
(2)	引当金		
	イ 退職給付引当金	415,105	
	ロ 修繕引当金	391,216	
	引当金合計		806,321
	固定負債合計		3,476,673
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	301,581	
	企業債合計		301,581
(2)	リース債務		129
(3)	未払金		147,915
(4)	前受金		2,681
(5)	引当金		
	イ 賞与引当金	19,300	
	引当金合計		19,300
(6)	その他流動負債		
	イ 預り金	154,681	
	その他流動負債合計		154,681
	流動負債合計		626,287
5	繰延収益		
(1)	長期前受金		2,792,372
(2)	長期前受金額 収益化累計額	△ 265,975	
	繰延収益合計		2,526,397
	負債合計		<u>6,629,357</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
(1)	資本金		
	イ 固有資本金	17,670	
	ロ 出資金	3,253,611	
	ハ 組入資本金	5,259,656	
	資本金合計		8,530,937
	資本金合計		8,530,937
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	5,314	
	ロ 工事負担金	305,498	
	ハ 分担金	46,256	
	ニ 寄附金	487,032	
	資本剰余金合計		844,100
(2)	利益剰余金		
	イ 減債積立金	181,515	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	613,260	
	利益剰余金合計		794,775
	剰余金合計		1,638,875
	資本合計		<u>10,169,812</u>
	負債資本合計		<u>16,799,169</u>

平成28年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2)年間総排水量	8,104,996m ³	△218,995m ³	7,886,001m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,978,997千円	△60,312千円	2,918,685千円
第1項 営業収益	1,326,283千円	△60,312千円	1,265,971千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,553,390千円	△22,156千円	2,531,234千円
第1項 営業費用	2,077,903千円	△19,105千円	2,058,798千円
第2項 営業外費用	474,417千円	△3,051千円	471,366千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,336,029千円は、過年度分損益勘定留保資金823,578千円、当年度分損益勘定留保資金500,651千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,800千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,336,029千円は、減債積立金126,543千円、過年度分損益勘定留保資金850,177千円、当年度分損益勘定留保資金347,509千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,800千円で補填するものとする。」に改める。

平成28年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 収 益			△ 60,312	既決予定額 2,978,997 計 2,918,685
	1 営業収益		△ 60,312	既決予定額 1,326,283 計 1,265,971
		1 下水道使用料	△ 60,312	既決予定額 1,290,604 1 下水道使用料 △ 60,312 計 1,230,292
支 出				
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 費 用			△ 22,156	既決予定額 2,553,390 計 2,531,234
	1 営業費用		△ 19,105	既決予定額 2,077,903 計 2,058,798
		4 流域下水道 維持管理負担金	△ 19,105	既決予定額 561,700 1 負担金 △ 19,105 計 542,595
	2 営業外費用		△ 3,051	既決予定額 474,417 計 471,366
		2 消費税及び 地方消費税	△ 3,051	既決予定額 32,600 1 消費税及び 地方消費税 △ 3,051 計 29,549

平成28年度 天理市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	375,651
	減価償却費	1,232,065
	賞与引当金の増減額(△は減少)	733
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,235
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	120
	長期前受金戻入額	△413,807
	受取利息	△100
	支払利息	441,817
	固定資産除却費	37,916
	未収金の増減額(△は増加)	166,794
	未払金の増減額(△は減少)	△46,306
	前受金の増減額(△は減少)	△54
	預り金の増減額(△は減少)	2,852
	小計	1,798,916
	利息の受取額	100
	利息の支払額	△441,817
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,357,199
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△224,696
	無形固定資産の取得による支出	△40,496
	長期貸付金による支出	△10,000
	基金へ長期貸付回収金の支出	△1,871
	補助金、負担金等による収入	113,569
	長期貸付金の回収による収入	1,871
	基金から長期貸付金原資受入による収入	10,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△151,623
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,521,018
	リース債務の返済による支出	△74
	他会計からの出資による収入	378,025
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,143,067
	資金増加額	62,509
	資金期首残高	806,121
	資金期末残高	868,630

平成28年度天理市下水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,329	
ロ 建 物	190,958		
減価償却累計額	<u>△ 36,001</u>	154,957	
ハ 構 築 物	43,196,367		
減価償却累計額	<u>△ 7,418,541</u>	35,777,826	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,313,764		
減価償却累計額	<u>△ 474,003</u>	839,761	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,981		
減価償却累計額	<u>△ 1,646</u>	2,335	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	13,215		
減価償却累計額	<u>△ 4,231</u>	8,984	
ト リ ー ス 資 産	712		
減価償却累計額	<u>△ 676</u>	36	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>1,855</u>	
有形固定資産合計			36,923,083
(2) 無形固定資産			
イ 地 上 権		176	
ロ 電 話 加 入 権		260	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,811,781</u>	
無形固定資産合計			1,812,217
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		12,442	
ロ 基 金		<u>37,558</u>	
投資合計			<u>50,000</u>
固定資産合計			38,785,300
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			
			868,630
(2) 未 収 金			
	141,754		
貸倒引当金	<u>△ 6,779</u>		
流動資産合計		<u>134,975</u>	
資産合計			<u>1,003,605</u>
			<u>39,788,905</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>16,572,454</u>		
企業債合計		16,572,454	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>31,936</u>		
引当金合計		<u>31,936</u>	
固定負債合計			16,604,390

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,494,228</u>		
企業債合計		1,494,228	
(2) 未払金		42,412	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>9,199</u>		
引当金合計		9,199	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	<u>57,124</u>		
その他流動負債合計		<u>57,124</u>	
流動負債合計			1,602,963

5 繰延収益

(1) 長期前受金		13,676,692	
(2) 長期前受金 収益化累計額		<u>△ 1,234,117</u>	
繰延収益合計			<u>12,442,575</u>
負債合計			<u>30,649,928</u>

資本の部

6 資本金

(1) 資本金			
イ 固有資本金	3,113,682		
ロ 出資金	1,400,395		
ハ 組入資本金	<u>3,935,867</u>		
資本金合計		<u>8,449,944</u>	
資本金合計			8,449,944

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,381		
ロ 国庫補助金	167,433		
ハ 県補助金	<u>18,025</u>		
資本剰余金合計		186,839	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処分 利益剰余金	<u>502,194</u>		
利益剰余金合計		<u>502,194</u>	
剰余金合計			<u>689,033</u>
資本合計			<u>9,138,977</u>
負債資本合計			<u>39,788,905</u>

平成27年度天理市下水道事業損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	1,225,484		
(2) 他会計負担金	34,029		
(3) その他営業収益	<u>91</u>	1,259,604	
2 営業費用			
(1) 管渠費	57,312		
(2) 農業集落排水施設維持費	18,560		
(3) 雨水ポンプ場費	6,079		
(4) 流域下水道維持管理負担金	527,147		
(5) 業務費	37,924		
(6) 総係費	83,901		
(7) 減価償却費	1,224,035		
(8) 資産減耗費	<u>371</u>	<u>1,955,329</u>	
営業損失			695,725
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2,882		
(2) 他会計補助金	1,290,972		
(3) 県補助金	10,571		
(4) 長期前受金戻入	410,883		
(5) 雑収益	<u>490</u>	1,715,798	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	479,679		
(2) 雑支出	<u>2,944</u>	<u>482,623</u>	<u>1,233,175</u>
経常利益			537,450
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>43</u>	43	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>67</u>	<u>67</u>	<u>△24</u>
当年度純利益			<u>537,426</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>537,426</u>

平成27年度天理市下水道事業貸借対照表

(平成28年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ	土地		137,329
ロ	建物	190,958	
	減価償却累計額	<u>△ 30,463</u>	160,495
ハ	構築物	42,948,625	
	減価償却累計額	<u>△ 6,344,455</u>	36,604,170
ニ	機械及び装置	1,300,914	
	減価償却累計額	<u>△ 404,226</u>	896,688
ホ	車両及び運搬具	3,981	
	減価償却累計額	<u>△ 991</u>	2,990
ヘ	工具、器具及び備品	10,039	
	減価償却累計額	<u>△ 2,608</u>	7,431
ト	リース資産	712	
	減価償却累計額	<u>△ 657</u>	55
チ	建設仮勘定		<u>28,047</u>
	有形固定資産合計		37,837,205
(2) 無形固定資産			
イ	地上権		176
ロ	電話加入権		260
ハ	施設利用権	<u>1,851,652</u>	
	無形固定資産合計		1,852,088
(3) 投 資			
イ	長期貸付金		4,313
ロ	基金	<u>45,687</u>	
	投資合計		<u>50,000</u>
	固定資産合計		39,739,293
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金			
			806,121
(2) 未収金			
		322,142	
	貸倒引当金	<u>△ 6,659</u>	315,483
(3) 前払金			
			<u>33,000</u>
	流動資産合計		<u>1,154,604</u>
	資産合計		<u><u>40,893,897</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	18,066,682		
企業債合計		18,066,682	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	30,701		
引当金合計		30,701	
固定負債合計			18,097,383
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,521,018		
企業債合計		1,521,018	
(2) リース債務		74	
(3) 未払金		70,922	
(4) 前受金		15,454	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	8,466		
引当金合計		8,466	
(6) その他流動負債			
イ 預り金	54,272		
その他流動負債合計		54,272	
流動負債合計			1,670,206
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		13,561,317	
(2) 長期前受金額 収益化累計額		△ 820,310	
繰延収益合計			12,741,007
負債合計			32,508,596

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	3,113,682		
ロ 出資金	1,022,370		
ハ 組入資本金	3,524,984		
資本金合計		7,661,036	
資本金合計			7,661,036
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,381		
ロ 国庫補助金	167,433		
ハ 県補助金	18,025		
資本剰余金合計		186,839	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分 利益剰余金	537,426		
利益剰余金合計		537,426	
剰余金合計			724,265
資本合計			8,385,301
負債資本合計			40,893,897

(平成28年12月22日揭示済)

天理市告示第451号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月22日から平成29年 2 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月22日揭示済)

天理市告示第452号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月22日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町610番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月22日から平成29年 2 月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月26日揭示済)

天理市告示第453号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年12月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月26日から平成29年2月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月26日揭示済)

天理市告示第454号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年12月26日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町122番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月26日から平成29年2月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年12月27日揭示済)

天理市告示第455号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年12月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年12月27日から平成29年2月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月28日揭示済)

天理市告示第456号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月28日から平成29年2月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月28日揭示済)

天理市告示第457号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年12月28日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年12月28日

3 移動対象区域

天理市田井庄町555番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年12月28日から平成29年2月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年12月28日揭示済)

天理市告示第458号

天理市住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付手数料に係る収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年12月28日

天理市長 並 河 健

記

受託者 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 西尾 勝
委託事務の範囲 天理市住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付手数料に係る収納事務

(平成29年1月4日揭示済)

天理市告示第1号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年1月4日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成28年12月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月4日から平成29年6月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年1月4日揭示済)

天理市告示第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年1月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月4日から平成29年3月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月4日揭示済)

天理市告示第3号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年1月4日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町1317番地12先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月4日から平成29年3月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月4日揭示済)

天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年1月4日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町1003番地7先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月4日から平成29年3月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月5日揭示済)

天理市告示第5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年1月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月5日から平成29年3月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成28年12月8日揭示済)

天理市公告第56号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2の規定に基づき定めた天理市酪農・肉用牛生産近代化計画について、同法第2条の4第4項の規定に基づきこれを公表し、縦覧に供する。

平成28年12月8日

天理市長 並 河 健

記

1. 天理市酪農・肉用牛生産近代化計画の写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課天理市川原城町605番地

(平成28年12月9日揭示済)

天理市公告第57号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。

平成28年12月9日

天理市長 並 河 健

1. 事業の概要

- (1) 事業名称 天理市周遊観光促進事業
- (2) 業務の目的・内容

本市の観光、歴史、文化及び自然といった魅力と天理駅前広場やトレイルセンターをはじめとする拠点をつなぎ、ウォーキングとサイクリングを組み合わせた周遊観光を促進するため、次の業務について、公募型のプロポーザルにより事業者を選定します。

- ① 北部地域観光ルート上の道標の製作及び設置 10ヶ所
- ② 文化財説明板の製作及び設置 1ヶ所
- ③ サイクリング用バイクラック等の製作及び設置（サイクルポート2ヶ所及びバイクラック10台）

(3) 業務実施場所 天理市内

(4) 業務期間 契約日から平成29年3月21日（火）まで

2. 予算の上限

各製作・設置費用として、8,476,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とし、その内訳は次のとおりとします。

- ① 北部地域観光ルート上の道標の製作及び設置 10ヶ所 4,550,000円
- ② 文化財説明板の製作及び設置 1ヶ所 642,000円
- ③ サイクリング用バイクラック等の製作及び設置（サイクルポート2ヶ所及びバイクラック10台）
3,284,000円

デザイン費用、製作費用、搬入費用、設置費用、諸経費等を含みます。

なお、参考見積書の金額が、予算の上限を超過した場合は失格とします。

3. 支払方法

業務完了後、受託者の請求に基づき一括払いとします。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 準拠する法令等

業務を実施するにあたり、下記の関係法令や諸規則に準拠するものとします。

- ① 天理市個人情報保護条例（平成15年12月条例第40号）
- ② 天理市情報公開条例（平成9年12月条例第31号）
- ③ 天理市会計規則（昭和45年3月規則第13号）
- ④ 天理市契約規則（昭和40年8月規則第22号）
- ⑤ その他関係法令

6. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7. 受託候補者の選定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を天理市周遊観光促進事業プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において審査し、受託候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

審査に当たっては、書類審査及び面接審査を実施するものとし、審査方法は下記9のとおりとします。

8. 手続き等

(1) 担当部局

天理市役所 環境経済部 産業振興課 つながる魅力創造係（市役所2階）

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地

電話：0743-63-1001（内線208）

FAX：0743-62-2880

Eメール：sangyou@city.tenri.nara.jp

(2) プロポーザル参加申込に係る関係資料の交付

① 資料名

- ・天理市周遊観光促進事業に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・天理市周遊観光促進事業プロポーザル様式
- ・周遊観光を促進するための統一したデザイン性のある設置物の内容説明
- ・北部地域観光ルート道標設置計画図
- ・文化財説明板の図面データ及び位置図
- ・「天理ブランド」ロゴデザインの仮データ（業者選定後に本データをお渡しします。）

② 交付方法

上記資料は、天理市ホームページのお知らせにある『「天理市周遊観光促進事業」に係る公募型プロポーザルを実施します』から入手するものとします。

(3) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限 平成28年12月9日（金）から平成28年12月16日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- ② 提出場所 上記 8. 手続き等（1）担当部局に同じです。

③ 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・事業者概要（様式2）

- ④ 提出方法 担当窓口へ持参してください。

- ⑤ 提出部数 正本1部及び副本1部（副本は複写可）

(4) 質問の受付及び回答

質問については、参加表明書を提出した者のみ受け付けます。

- ① 提出期間 参加表明書の提出から平成28年12月16日（金）まで

- ② 提出場所 上記 8. 手続き等（1）担当部局に同じです。

- ③ 提出方法 質問書（様式6）により、担当窓口へ持参、FAX又はEメールにより提出することとします。なお、FAX又はEメールを送信した場合は、必ず電話で受領確認を行ってください。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答いたしません。

- ④ 回答方法 平成28年12月20日（火）に天理市ホームページに掲載します。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 平成28年12月21日（水）から平成29年1月6日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び12月29日（木）から1月3日（火）の間を除く。）

- ② 提出場所 上記 8. 手続き等（1）担当部局に同じです。

- ③ 提出方法 担当窓口へ持参してください。

④ 提出要領

ア) 提出書類

- ・提案書等の提出について（様式3）

- ・業務実施体制（様式4）
- ・主たる専門家等の履歴（様式5）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）
- ・参考見積書（任意様式）

イ) 提出部数

正本1部及び副本4部（副本は複写可）。ただし、参考見積書の提出部数は1部とします。

ウ) 提案書等の作成要領等

a 企画提案書（任意様式）は、以下の要領で作成、提出するものとします。

- ・提出する用紙の規格は、A3判横 片とじ・横開きとすること。文字数、文字サイズ等の書式は指定しません。
- ・PRしたいポイントや提案趣旨を明確に示し、文章及びそれを補完する写真等で簡潔にまとめること。
- ・提案は、1社につき1案とすること。
- ・表紙、設置物設置イメージ、カタログ写真又は特別製造する際はデザイン等のイラストを含め、A3片面で10枚までとすること。
- ・周遊観光を促進するための統一したデザイン性のある設置物を選定し、提案を行うこと。

b 企画提案書とは別に参考見積書を提出すること。見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、内訳がわかるようにすること。参考見積書には、設置物の個数、製作、設置運搬、その他諸費用の一切を含めること。

※周遊観光を促進するための統一したデザイン性のある設置物の内容説明、北部地域観光ルート道標設置計画図、文化財説明板の図面データ及び位置図、「天理ブランド」ロゴデザインの仮データを参照ください。

9. 審査方法

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、委員会で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行います。

本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとしますが、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点提案者と契約交渉ができるものとします。

なお、提案者が1社の場合は、委員会において取扱いを協議するものとします。

① 第一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、4社以上の場合は委員会において上位3社を選定し、全ての提案者にその結果を書面により通知します。

なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、全ての提案者を第一次審査通過者として扱います。

② 第二次審査（面接審査）

第一次審査通過者による面接審査を以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、第一次審査通過者全員に対し、その結果を書面により通知します。

ア 各社出席者は3名以内とします。

イ 説明時間は、1社あたり30分とし、提案者からのプレゼンテーションを20分、質疑応答を10分と想定します。なお、パソコンを用いる場合、パソコン、プロジェクターや延長線等は提案者が持参し説明できる準備を整えるものとします。（スクリーンは市で準備します。）

ウ プレゼンテーションの詳細日程は該当者に別途通知します。

エ プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めません。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行います。

第一次審査 125/125

① 業務実施体制 5/125

- ・業務遂行のための組織体制が適切で、十分な知識と経験を有する人材が配置されているか。(5)

② 北部地域観光ルート上の道標及び文化財説明板の製作及び設置 20/125

- ・観光、歴史文化等、地域の情報発信が向上するための創意工夫がなされているか。(10)
- ・分かり易い表示になっているか。(10)

③ サイクリング用バイクラック等の製作及び設置 20/125

- ・サイクルポート及びバイクラックには必要な台数を駐輪することが可能か。(10)
- ・初めて見た人に使用用途が認識できるものになっているか。(10)

④ デザイン性 40/125

- ・全ての設置物にデザインの統一性があるか。(10)
- ・本業務の趣旨を理解し、業務内容に応じた提案がなされているか。(10)
- ・特に評価すべき創意工夫がみられるか。(10)
- ・本市のイメージがデザインに反映されているか。(10)

⑤ 機能性 30/125

- ・本業務の趣旨を理解し、業務内容に応じた提案がなされているか。(10)
- ・特に評価すべき創意工夫がみられるか。(10)
- ・設置物の提案内容は実現性が高いか。(10)

⑥ 実施工程 5/125

- ・スケジュール、作業項目、作業期間等が具体的に提示されており、作業工程、内容等が適切であるか。(5)

⑦ 見積価格 5/125

- ・提案内容と見積金額に整合性があるか。(5)

第二次審査 15/15

① プレゼンテーション等の内容 15/15

- ・分かり易い説明となっているか。(3)
- ・提案者の知識は十分か。(3)
- ・業務に対する意欲、熱意が感じられるか。(3)
- ・プレゼンテーションに工夫がみられるか。(3)
- ・質問に対する回答は的確か。(3)

(3) 審査結果の公表

委員会は非公開とし、第二次審査結果についてのみ、天理市ホームページにて公表します。

10. 日程

内容	期間等
公告	平成28年12月9日(金) 天理市ホームページ上で公開します。
参加表明書の提出期間	平成28年12月9日(金)から 平成28年12月16日(金)まで
質問受付期間	参加表明書の提出から平成28年12月16日(金)17時まで ※天理市ホームページ上で平成28年12月20日(火)に回答します。
企画提案書等の提出期間	平成28年12月21日(水)から 平成29年1月6日(金)まで
第一次審査 (書類審査)	平成29年1月12日(木) ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定します。
第一次審査結果通知	平成29年1月13日(金) ※第一次審査参加者全員に結果通知します。
第二次審査 (面接審査)	平成29年1月16日(月) ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知します。
受託候補者選定結果通知	平成29年1月17日(火) ※第二次審査参加者全員に結果通知します。

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式(8. 手続き等(5) 企画提案書等の提出)及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算の上限を超過したもの。

12. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、決定された者は改めて見積書を提出するものとします。

13. その他

- (1) 提出書類は返却しません。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しません。
- (2) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(市作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ることとします。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、選定に影響がでるおそれがある情報については選定後の開示とします。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとします。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとします。
- (7) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに市に報告し、協議又は指示を受けることとします。
- (8) 参加者は、候補者選定までの間に、6. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

(平成28年12月13日掲示済)

天理市公告第58号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年12月13日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 保健センター1階改修工事
- (2) 工事場所 天理市 川原城町
- (3) 工事概要 ○保健センター改修 A=376.0㎡
 - ・建築改修工事 1.0式
 - ・電気設備改修工事 1.0式
 - ・機械設備改修工事 1.0式
 - ・撤去工事 1.0式
 - ・発生材処分 1.0式
- (4) 工期 平成29年3月17日まで
- (5) 予定価格 20,163,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 18,147,240円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
 - ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 溜谷設計
住 所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定

するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

保健センター1階改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年12月13日（火）から 平成28年12月26日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年12月13日（火）から 平成28年12月26日（月）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年12月28日（水）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年1月12日（木）
質問書への回答日	平成29年1月12日（木）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年1月16日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年1月20日（金）
入札書到着期限日	平成29年1月25日（水） <u>書留郵便にて</u> <u>日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと</u>
開札の日時	平成29年1月26日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年1月26日（木） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（別表2）

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者
⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

(平成28年12月15日揭示済)

天理市公告第59号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月15日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町6 0 5番地

(平成28年12月15日揭示済)

天理市公告第60号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年12月15日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成28年12月22日揭示済)

天理市公告第61号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年12月21日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970501934	
事業所の名称	リハビリデイサービスかみふうせん	
事業所の所在地	奈良県橿原市葛本町73-1 セフィーロ101	
申請者	名称	株式会社 夢工房
	主たる事務所の所在地	奈良県橿原市葛本町73-1
	代表者の氏名	杉村 貴司
	代表者の住所	奈良県橿原市葛本町73-1 セフィーロ202
指定年月日	平成28年12月21日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成28年12月22日揭示済)

天理市公告第62号

天理市自転車等駐車場、天理市観光物産センター及び天理駅前広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

(1) 天理市自転車等駐車場

名称 天理駅前北地下自転車等駐車場

天理駅前南地下自転車等駐車場

位置 天理市川原城町803番地

(2) 天理市観光物産センター

名称 天理市観光物産センター

位置 天理市川原城町816番地

(3) 天理駅前広場

名称 天理駅前広場
位置 天理市川原城町803番地

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

名称 東洋テック株式会社 TEAM TENRI
共同事業体代表者
東洋テック株式会社
代表取締役社長 田 中 卓

主たる事務所の所在地 大阪市浪速区桜川一丁目7番18号

3 指定期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日

(平成28年12月22日揭示済)

天理市公告第63号

天理市体育施設及び天理市有料公園施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成28年12月22日

天理市長 並 河 健

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置

天理市体育施設

名称	位置
奈良県天理健民運動場	天理市西長柄町595番地
天理市白川ダム運動場	天理市檜町895番地
天理市二階堂運動場	天理市嘉幡町520番地
天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町520番地
天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市杉本町150番地

有料公園施設

名称	位置
天理市立庭球場	天理市西長柄町595番地
天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地

2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

団体の名称 株式会社エスエスケイ
代表者名 代表取締役 佐々木 恭一
主たる事務所の所在地 大阪市中央区上本町西一丁目2番19号

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

教育委員会

(平成28年12月2日揭示済)

天教告示第16号

平成28年12月6日午前9時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年12月2日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年12月26日揭示済)

天農委告示第13号

平成29年1月6日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年12月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

- 議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第 5 号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 6 号 その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員

（平成28年12月26日掲示済）

天監委告示第 2 号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年12月26日

天理市監査委員 松 井 義 憲
 天理市監査委員 梅 崎 浩 充
 天理市監査委員 廣 井 洋 司

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成28年 9 月 7 日～12日	嘉幡コミュニティセンター	平成28年3月31日
〃 9 月13日～16日	御経野コミュニティセンター	〃
〃 9 月28日～10月 4 日	教育委員会 生涯学習課	〃
〃 10 月 6 日～14日	山の辺・丹波市幼稚園	〃
〃 10 月27日～11月 4 日	山の辺・丹波市小学校	〃
〃 11 月 7 日～11日	北・夜間中学校	〃

- 3 監査の範囲 平成27年度の財務に関する事務の執行状況等

- 4 監査の対象事項
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 収入及び支出の事務処理状況
 - (3) 補助金関係の事務処理状況
 - (4) 契約関係の事務処理状況
 - (5) 財産の管理状況
 - (6) 物品の出納保管状況

- 5 監査の方法 監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

- 6 監査の結果 事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【くらし文化部】

- 嘉幡コミュニティセンター
- 予算の執行状況について
 - 歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	117,000	143,700	143,700	0	100.0
民生費国庫補助金	1,875,000	1,833,000	1,833,000	0	100.0
民生費県補助金	11,055,000	9,807,000	9,807,000	0	100.0
雑入	9,000	17,000	17,000	0	100.0
合計	13,056,000	11,800,700	11,800,700	0	100.0

平成28年 3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
コミュニティセンター費	3,383,000	3,307,218	75,782	97.8
児童館費	9,886,000	8,254,978	1,631,022	83.5
衛生費	25,370,000	22,177,800	3,192,200	87.4
合計	38,639,000	33,739,996	4,899,004	87.3

平成28年 3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、民生費県補助金のコミュニティセンター運営費補助金である。

歳出の主なものは、衛生費の共同浴場解体工事費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

御経野コミュニティセンター

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	30,000	352,120	352,120	0	100.0
民生費県補助金	8,730,000	7,644,000	7,644,000	0	100.0
雑入	1,000	14,400	14,400	0	100.0
合計	8,761,000	8,010,520	8,010,520	0	100.0

平成28年 3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
老人憩の家管理費	339,000	257,015	81,985	75.8
コミュニティセンター費	2,833,000	2,782,035	50,965	98.2
児童館費	2,538,000	1,994,617	543,383	78.6
環境衛生費	2,306,000	2,302,000	4,000	99.8
合計	8,016,000	7,335,667	680,333	91.5

平成28年 3月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、民生費県補助金のコミュニティセンター運営費補助金である。

歳出の主なものは、環境衛生費の共同浴場管理運営事業補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【教育委員会】

生涯学習課

○ 予算の執行状況について

歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育使用料	275,000	318,240	318,240	0	100.0
教育費県補助金	0	3,764,000	3,764,000	0	100.0
雑入	38,000	25,686	25,686	0	100.0
合計	313,000	4,107,926	4,107,926	0	100.0

平成28年 3 月31日現在

歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
事務局費	6,500,000	5,646,000	854,000	86.9
人権教育推進費	66,000	61,862	4,138	93.7
社会教育総務費	15,423,000	12,503,799	2,919,201	81.1
公民館費	273,473,000	57,133,329	216,339,671	20.9
現年度	256,301,000	42,623,529	213,677,471	16.6
明許繰越	17,172,000	14,509,800	2,662,200	84.5
教育キャンプ場費	1,471,000	1,254,261	216,739	85.3
合計	296,933,000	76,599,251	220,333,749	25.8

平成28年 3 月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、教育費県補助金の学校・パートナーシップ事業補助金である。

歳出の主なものは、公民館費の各公民館の講座等の講師謝礼や各公民館駐車場借地料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

学校及び幼稚園

(1) 監査を行った学校及び幼稚園

- 中学校（2校） 北中学校・夜間中学校
- 小学校（2校） 山の辺小学校・丹波市小学校
- 幼稚園（2園） 山の辺幼稚園・丹波市幼稚園

(2) 各学校及び園の配当予算額の執行状況について

歳出

区分	予算額 (配当額) 円	支出済額 円	予算執行率 %	節別支出明細				
				需用費 円	役務費 円	原材料費 円	備品購入費 円	
中学校	北	7,137,000	6,447,860	90.3	5,236,501	166,983	20,000	1,024,376
	北(夜間)	881,000	852,816	96.8	624,654	5,000	5,719	217,443
小学校	丹波市	4,171,000	4,001,138	95.9	3,295,411	143,584	26,103	536,040
	山の辺	4,072,000	3,916,084	96.2	3,234,180	141,890	5,518	534,496
幼稚園	丹波市	943,000	926,175	98.2	742,242	137,960	20,973	25,000
	山の辺	755,000	708,547	93.8	544,547	128,000	18,000	18,000

平成28年3月31日現在

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

また、各学校及び園が管理する公金（切手を含む）の出納について、適正に事務処理がなされていた。

むすび

以上が平成28年度のくらし文化部（嘉幡コミュニティセンター・御経野コミュニティセンター）、教育委員会（生涯学習課）及び学校・幼稚園の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

（平成28年12月19日揭示済）

天理市上下水道局公告第42号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年12月19日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第9処理分区	東井戸堂町の一部

（平成28年12月22日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第8号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月22日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第1条中「天理市上下水道局」の次に「(以下「局」という。)」を加える。

第2条第1項中「天理市上下水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に、「天理市上下水道局の職員」を「企業職員」に改める。

第24条の2第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第27条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第31条第1項中「1週間以上」を「2週間以上」に、「支障があるもの」を「支障がある者（以下「要介護者」という。）」に改め、「ため」の次に「、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同項第5号中「職員と同居している」を削り、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇承認請求書（様式第14号）に記入して、管理者に対し行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇承認請求書（様式第14号）に記入して、管理者に対し申し出なければならない。

第31条に次の3項を加える。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第33条第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中

の一部の日が同条第2項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第31条の次に次の3条を加える。

第31条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間（同一勤務型以外の再任用短時間勤務職員等にあつては、1時間）とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、介護休暇については、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（介護時間）

第31条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第31条の4 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）第20条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 前条及び前2項に規定するもののほか、介護時間については、天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第33条の見出し及び同条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に、同条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に、同条第3項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

第36条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護休暇」を加え、同条第1項中「介護休暇の」を「介護又は介護時間の」に改め、「様式第14号」の次に「又は介護時間承認請求書（様式第15号）」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第31条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「1週間以上」を「2週間以上」に改める。

第48条中「天理市上下水道局（以下「局」という。）」を「局」に改める。

別表第3第11項中「当該職員以外の親」の次に「(当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同表第15項中「負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者」を「第31条第1項に規定する要介護者」に改め、「この号において」を削る。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第31条、第36条関係)

介護休暇承認請求書					
					年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様					
				所 属 _____	
				職・氏名 _____	
次のとおり介護休暇を請求します。					
要介護者 に関する 事項	氏名			要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容	
	続柄				
	同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				
	介護が必要となった時期 年 月 日				
指 定 期 間 の 申 出					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
申出の期間	期間	申出の期間	期間	申出の期間	期間
年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日
備考		備考		備考	
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間
年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日
備考		備考		備考	
請 求 の 期 間 及 び 時 間					
年 月 日			時 間		日数
					時間数
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		日	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		時間	
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		日	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		時間	
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		日	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		時間	
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		日	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		時間	

年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間
年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	日
年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～時 分	時間

平成29年1月10日 火曜日

天理市公報

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号 (第36条関係)

介護時間承認請求書				
				年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様				
				所 属 _____
				職・氏名 _____
次のとおり介護時間を請求します。				
要介護者 に関する 事項	氏名			要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容
	続柄			
	同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
	介護が必要となった時期 年 月 日			
連続する3年の期間	年 月 日から		年 月 日まで	
請 求 の 期 間				
年 月 日			時 間	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分		
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分		

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の天理市上下水道局職員就業規則第33条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の天理市上下水道局職員就業規則第31条第1項に規定する指定期間については、上下水道事業管理者は、初日から当該職員の申出に基づくこの規程の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(平成28年12月28日揭示済)

天理市上下水道局公告第43号

天理市指定下水道工事店の廃止について

平成28年12月28日付をもって下記の天理市指定下水道工事店は廃止したので公告する。

平成28年12月28日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

廃止天理市指定下水道工事店

商 号 石橋興産 (株)

代表者 石橋 千廣

住 所 奈良県奈良市大宮町3丁目2-46

(平成28年12月28日揭示済)

天理市上下水道局告示第14号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成28年12月28日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成28年12月28日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 石橋興産 (株)

代表者 石橋 千廣

住 所 奈良県奈良市大宮町3丁目2-46